

健康ノススメ

健康を応援する医療保険、「AIG エジソンの健康ノススメ」新発売

AIGエジソン生命保険株式会社(代表取締役社長:片岡一則)は「AIG エジソンの健康ノススメ」(正式名称:健康還付給付金付無配当医療保険 終身型・定期型)を2006年9月4日より全国で発売いたします。

「健康ノススメ」は、払込満了までの保険料相当額から支払われた入院等の給付金および無事故給付金を差し引いた金額を「健康還付給付金(ヘルシーボーナス)」としてお支払いするという、日本初の特長をもつ医療保険です。入院給付金等の受け取りが少ないほどヘルシーボーナスが大きくなる、つまりお客さまの健康を応援するという、疾病の予防・健康を増進する昨今の医療制度改革を背景に開発された新しい商品コンセプトです。

このヘルシーボーナスをお客さまのライフスタイルに合わせ、趣味やレジャー、万一の出費への備えなど、様々な生活資金としてご活用いただくことができます。

「健康ノススメ」のおもな特長

1: 保険料の実質負担額は0円

ヘルシーボーナス支払対象期間(健康還付給付対象期間)の満了時にヘルシーボーナスをお受け取りいただくことで、無事故給付金および入院給付金等のお受け取り金額と合わせて、お客さまの実質保険料負担額は0円となります。(被保険者の死亡や解約によりヘルシーボーナスが支払われない場合には^{*1}保険料の実質負担額が0円とならない場合があります。)

2: ヘルシーボーナスを一時金もしくは年金^{*2}として受け取ることが可能

終身型にご加入の場合、ヘルシーボーナスの年金受け取りをご指定いただけます。

3: ヘルシーボーナス受け取り後も生涯にわたる医療保障が継続

終身型はヘルシーボーナスが支払われた後も一生涯の医療保障・死亡保障が継続。定期型は80歳まで自動更新が可能。(医療保障には、給付金により所定の支払限度があります。)

4: 日帰り入院・手術もサポート

日帰り入院・手術から給付金をお支払いします。

- 1 被保険者が死亡された場合は、死亡保険金(基本入院給付金日額×100)をお支払いします。ヘルシーボーナス支払対象期間中に解約された場合は、基本入院給付金日額と払込年数に応じて計算された所定の解約払戻金をお支払いします。
- 2 なお、最低年金額が10万円に満たない場合は一時金でのお支払いとなります。